

飯能市電波障害対策に関する指導要綱

平成23年3月31日告示第97号

飯能市電波障害対策に関する指導要綱（昭和56年告示第185号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、建築物等の建築によって生じる電波障害について、その対策を講じることによりテレビジョンの受信状態の改善を図り、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 地盤面から最高部までの高さが10メートルを超える建築物及び電波障害の原因となる各種工作物をいう。
- (2) 電波障害 テレビジョンの電波の正常な受信に障害が生じることをいう。
- (3) 関係住民 建築物等の建築により電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。

（事前調査等）

第3条 建築主は、建築物等を建築する場合は、法令で定められた申請等を行う前に電波障害の予測調査を行い、電波障害調査報告書を作成するものとする。

2 建築主は、前項の調査報告書に基づき、関係住民に対し電波障害の防止に係る対策について説明を行い、及び協議するものとする。

（関係書類の提出）

第4条 建築主は、建築物等に係る工事の着工前までに、電波障害対策に関する届出（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 建築物等の平面図及び立面図

(3) 電波障害調査報告書

(4) 関係住民に対する説明会等の報告書

(障害防止対策の実施)

第5条 建築主は、建築物等の建築により電波障害の発生が予測される場合は、障害防止対策を講じるものとする。この場合において、当該対策に要する費用は、建築主の負担とする。

2 建築主は、障害防止対策を完了したときは、速やかに障害防止対策実施報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(維持管理)

第6条 障害防止対策に係る設備の維持管理の方法及び費用については、建築主と関係住民で協議して定めるものとする。

(後住者による利用)

第7条 建築主は、障害防止対策に係る設備を敷設した後、障害防止対策を実施した区域内に新たに居住することとなった者（以下「後住者」という。）が当該設備の利用を希望する場合は、当該後住者に当該設備を利用させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。